

宮城県ゆずりあい駐車場利用制度を平成30年9月3日から開始しました!

「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」は、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について対象者の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障害者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。

対象となる駐車区画を利用する際には、車内に利用証を掲示します。



利用証の交付対象者

身体障害者や要介護認定を受けた者、妊産婦、けが人など（利用証掲示のイメージ）
（次ページに掲げる基準に該当する方）で歩行が困難な方です。

利用証を使用できる駐車区画

制度の実施について協力を申し出た公共施設や商業施設の障害者等用駐車区画で、対象区画であることを標示している場所です。

幅広の「車いす使用者優先区画」と、通常幅の「ゆずりあい区画」の2種類があります。

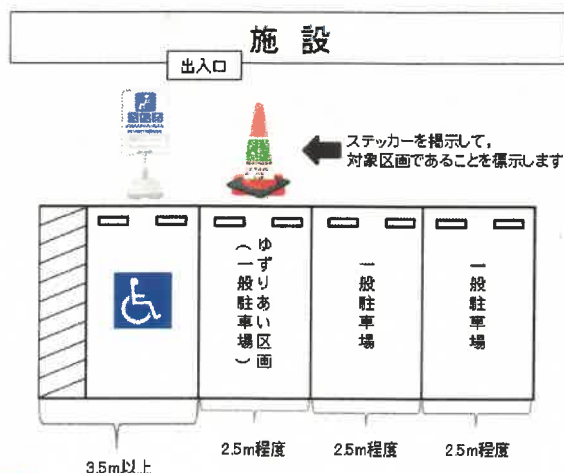
※ 設置されている駐車区画の種類や数は、各施設によって異なります。



利用証の交付申請方法

方法	申請窓口
郵送	県庁(保健福祉部社会福祉課)
持参	県庁(保健福祉部社会福祉課)・各保健福祉事務所(地域事務所)

(対象区画であることを示すステッカー)



利用証の交付実績 (H30.11.30現在)

車いす使用者用	814枚
車いす使用者以外用	1,007枚

協力施設・区画数 (H30.12.20現在)

協力施設数	333施設
区画数	車いす使用者優先区画 695区画、ゆずりあい区画 393区画

○ 利用証を交付する対象者の基準

対象者区分			交付要件	有効期間	
身体障害者	視覚障害		4級以上	なし	
	聴覚障害		3級以上		
	平衡機能障害		5級以上		
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		2級以上
			移動機能		6級以上
	内部障害	心臓機能障害			4級以上
		じん臓機能障害			4級以上
		呼吸器機能障害			4級以上
		ぼうこう又は直腸の機能障害			4級以上
		小腸機能障害			4級以上
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			4級以上
肝臓機能障害		4級以上			
知的障害者			療育手帳「A」		
精神障害者			精神障害者保健福祉手帳「1級」		
難病患者			特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		
要介護認定を受けた者			要介護状態区分が「要介護1」以上		
妊産婦			妊娠7か月～産後1年 ※ 産後は乳児同乗の場合に限る。	妊娠7か月～産後1年 ※ 産後は乳児同乗の場合に限る。	
けが人又は病気の者等			医師の診断書等により、移動に配慮が必要であることを確認できる者	医師の診断書等による必要期間以内	